

## 郡山市肝炎ウイルス検診実施要領

平成 14 年 5 月 1 日制定

平成 15 年 5 月 1 日一部改正

平成 16 年 4 月 1 日一部改正

平成 18 年 4 月 1 日一部改正

平成 19 年 4 月 1 日一部改正

平成 20 年 5 月 1 日一部改正

平成 23 年 4 月 1 日一部改正

平成 24 年 4 月 1 日一部改正

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

[保健福祉部保健所地域保健課]

### 1 目的

国の「肝炎ウイルス検診等実施要領」に基づき、郡山市肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。

### 2 実施期間

5 月 20 日（ただし、日曜日の場合はその翌日）から翌年 1 月 31 日（ただし、日曜日の場合はその前日）までとする。

### 3 対象者

- (1) 市民であり、当該年度内に 40 歳に達する者
- (2) 市民であり、当該年度内において 41 歳以上となる者であって、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者
- (3) 当該年度の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査及びその他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断において肝機能検査の数値に異常がみられ、かつ本検診の受診を希望する者。これに該当する者は、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けていても受診することができるが、原則として速やかに医療機関での受診を勧奨する。

上記(1)～(3)に該当しても、B 型肝炎又は C 型肝炎を現在治療中若しくは経過観察中又は過去において治療したことがある者は検診対象外とする。

### 4 検診実施内容

- (1) 問診
- (2) B型肝炎ウイルス検査
- (3) C型肝炎ウイルス検査

なお、HCV抗体の検出検査は、集団健診のみ実施するものとする。

#### 5 検診結果の区分

- (1) B型肝炎ウイルス検査  
「陽性」「陰性」とする。
- (2) C型肝炎ウイルス検査  
「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」とする。

#### 6 検診費用

検診に要する受診者の費用は、無料とする。

#### 7 陽性者のフォローアップ

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者という。」）に対し、検診結果通知書及び同意書（第1号様式）を送付する。本人の同意を得た上で、調査票（第2号様式）を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合には、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

実施に当たっては、個人情報の取扱いに留意し、適宜関係機関等と連携を図る。

#### 8 規定外事項

この要領に定めるもののほか、検診の実施に必要な事項については、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

ただし、平成 23 年度の検診開始月日は 6 月 1 日からとする。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。